

令和7年度茨城県農地中間管理事業評価委員会における意見書

令和7年6月19日に開催された標記委員会において、茨城県農地中間管理事業の令和6年度の実績及び今後の推進方策等に係る聴取を行い委員相互で協議し下記のとおり意見を取りまとめたので、茨城県農地中間管理事業評価委員会設置・運営要領第7条第2項に基づき提出します。

今後の事業推進にあたっては、意見に十分留意され事業の推進が図られますようお願いいたします。

記

1 市町村における「地域計画」の進展と機構の関わりについて

令和6年度末までに市町村が作成した「地域計画」は、各地域の実情から、その内容や熟度はさまざまであると認識している。

今後は、「地域計画」を作成する過程で見えてきた課題を解決してブラッシュアップが図られると思うが、10年後の農地利用の姿を描くには、その担い手が農業経営を継続できる仕組みをセットで考えることが重要である。

機構には、事務取扱量が増加するなかではあるが、各地域の農地情報を共有するなど市町村はじめ関係機関との協力関係を維持しつつ、「地域計画」の着実な進展に寄与すべく、その機能を発揮することが期待される。

2 組織体制の整備及び新たな課題の整理及び適切な対応について

法改正に伴う取扱件数の増加や契約期間満了による更新手続きが集中し、事務量が大幅に増加する時期にあること、一方で、これらに対応するためデータ管理システムを刷新するなど軽減策を講じていることは評価できる。

今後、対象となる農地及び事務量が増加するなかで、新たな事案、課題が発生することも想定されるので、その際には課題を整理したうえで、安定した事業運営がなされるよう適切に対応されたい。

3 農地が所在する地域外からの担い手との貸借契約について

市町村が作成した「地域計画」の実行段階で、新たな耕作者として企業参入など市町村域を超えた者との貸借契約を締結する事案が増加するものと考えられる。

この場合、土地の所有者と耕作者の関係が希薄になるケースが多くなるので、トラブルを未然に防止するため作成された「賃料徴収及び債権管理に関する事務処理マニュアル」を有効に活用するとともに、県や農業会議等の県域機関との情報共有を図り、農地法等関連法令との整合性を充分に確認するなどして適正な農地利用に取り組んでほしい。